

政令第三百七十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第三項並びに第八十一条第三項（これらの規定を同法第八十一条の五において準用する場合を含む。）、第八十一条の三第一項、第八十七条第十三項並びに第九十二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正）

第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令

第一条第一項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第二十一条の見出しを「(特定エネルギー消費機器)」に改め、同条中「機械器具」を「エネルギー消費機器」に改める。

第二十二条の見出し中「特定機器の製造事業者等」を「特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同条中「特定機器」を「特定エネルギー消費機器等」に改める。

第二十三条の見出し中「特定機器の製造事業者等」を「特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等及び特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等」に改め、同条中「第八十一条第三項」の下に「(これらの規定を法第八十一条の五において準用する場合を含む。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(特定熱損失防止建築材料)

第二十三条の二 法第八十一条の三第一項の政令で定める熱損失防止建築材料は、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム、ガラス繊維(グラスウールを含む。))又はスラグウール若しくはロックウールを用い

たものに限る。真空断熱材その他経済産業省令で定めるものを除く。」とする。

(特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件)

第二十三条の三 法第八十一条の五において準用する法第七十九条第一項の政令で定める要件は、特定熱損失防止建築材料である断熱材の年間の生産量又は輸入量(国内向け出荷に係るものに限る。)が十八万平方メートル以上であることとする。

第三十二条第一項中「特定機器の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)」を「特定エネルギー消費機器等製造事業者等(特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行う者という。次項において同じ。)」に、「特定機器に」を「特定エネルギー消費機器等に」に改め、同項第二号及び第三号中「エネルギー消費効率」の下に「又は寄与率」を加え、同条第二項中「特定機器の製造事業者等」を「特定エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「係る特定機器」を「係る特定エネルギー消費機器等」に、「当該特定機器」を「当該特定エネルギー消費機器等」に改め、「エネルギー消費効率」の下に「又は寄与率」を加え、同条に次の二項を加える。

3 経済産業大臣は、法第八十七条第十三項の規定により、特定熱損失防止建築材料製造事業者等(特定

熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量
- 二 熱損失防止性能及びその向上に関する事項
- 三 熱損失防止性能に関する表示の状況

4 経済産業大臣は、法第八十七条第十三項の規定により、その職員に、特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料、当該特定熱損失防止建築材料の製造又は加工のための設備、当該特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

第三十四条第二項中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令等の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

一 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）別表
第三の三の項

二 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百十九条第八号

三 財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）第一条第二号及び第六条第一項の表たばこ事業等分科会の項

四 国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）第一条、第六条第一項の表酒類分科会の項及び第八条第四項

五 薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）第一条及び第六条第一項の表薬事分科会の項

六 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）第一条

七 総合資源エネルギー調査会令（平成十二年政令第二百九十三号）第一条及び第六条第一項の表省エネルギー・新エネルギー分科会の項

八 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）第一条及び第六条第一項の表建築分科会の

項

九 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）第一条並びに第六条第一項の表交通体系分科会の項及び技術分科会の項

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第三条 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「すべて」を「全て」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、同条第二号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第七条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六

年四月一日)から施行する。ただし、第一条(エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の題名の改正規定及び同令第一条第一項の改正規定を除く。)の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。